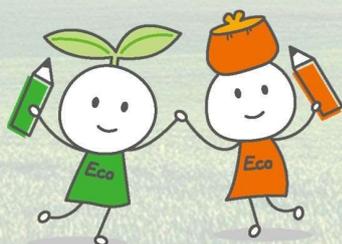


# オンライン手続きかわさきによる エコ運搬報告書の提出方法について (操作説明書)



川崎市役所環境局地域環境共創課

1

## オンライン手続きかわさきについて

令和5年度から、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（以下、報告書）の提出が、オンラインにより可能となりました。オンライン化により、以下の事務作業等が**不要**になります。

- 書類提出に係る来庁手続き
- 書類の郵送代や返送用封筒の作成費
- 紙による書類の保存（別途電子での保存は必要）

2

# 申請の流れ

①利用者登録（別添の「利用者登録手順」参照）



②オンライン手続きかわさきにログイン



③「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る  
環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請



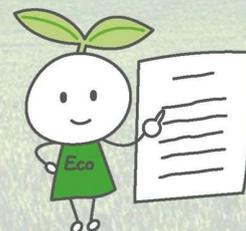
④市側で申請内容を確認

3

## ①利用者登録

利用者登録手順については、別添の

「オンライン手続きかわさき利用者登録手順.pdf」  
をご確認ください。



## ② オンライン手続きかわさきにログイン

- オンライン手続きかわさきのHP右上のログインから、利用者ID及びパスワードを入力し、ログインをクリックしてください。



## ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- ログイン後、手続き一覧（事業者向け）をクリックしてください。



### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- ・ キーワード検索に「エコ運搬」と入力し、検索をクリックすると、エコ運搬制度の申請手続きが抽出されますので、クリックしてください。



### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- ・ 申請書・資料から、資料1の要請状況報告書をダウンロードし、必要事項を入力してください。  
(要請状況報告書は、4月上旬の送付したメールにも添付しています。)

#### 提出が必要な書類

##### ◆提出必須

- ・ (第35号様式の2) 貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書
- ・ 貨物等の運搬に係る環境配慮行動要請票の写し

※要請数が多い事業者様につきましては、代表となる要請票1通を添付していただくか、独自で作成した要請先リストを添付していただくことも可能です。

#### 申請書・資料

ダウンロード後、必要事項を入力

資料1：貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書 [Word形式：20.8KB]

4月上旬にメールで送付したものと同様の様式になります。まだ様式をダウンロードしていない場合は上記様式を必ずダウンロードし、必要事項をあらかじめ入力しておいてください。入力後、次の申請内容の入力画面で添付してください。

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 各項目の内容を確認し、「次へ進む」をクリックしてください。



内容を確認

【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告

**手続の概要**  
エコ運搬制度（貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書）に関する手続です。  
詳しくは、ホームページ「エコ運搬制度について」をご覧ください。

**手続きの概要規定**  
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」  
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
詳細はコチラ

**対象事業者**  
市内事業者のうち、貨物等の運搬し、かつ環境負荷が特に大きいと考えられる「指定運搬者」又は「指定運搬人」  
指定運搬者又は指定運搬人の該当要件についてはコチラ

**手数料**  
手数料は不要です。

**提出期**  
令和5年7月31日（月）

**提出が必要な書類**  
●提出必須  
・（第3号様式の2）貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書  
・貨物等の運搬に係る環境配慮行動要請書の写し  
※要請書が多い事業者様につきましては、代表となる要請書1冊を添付していただくか、後段で作成した要請書リストを添付していただくことも可能です。

**申請書・資料**  
資料1：貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書  
4月上旬にメールで送付したものと同等の様式になります。また様式をダウンロードしていない場合は上記様式を必ずダウンロードし、必要事項をあらかじめ入力しておいてください。入力後、次の申請内容の入力画面で添付してください。  
資料2：エコドライブ推進登録証  
資料2：エコドライブ推進登録証紙、前主・荷受人が環境委員会等にエコ運搬の申請をする際に発行していただく資料となります。報告書の提出時に必須となるものではありません。

**受付開始日**  
2023年2月15日 0時00分

**受付終了日**  
2023年8月1日 0時00分

**お問い合わせ先**  
環境局環境対策部地域環境対策課  
メールによるお問い合わせ先：課  
電話番号：044-2002531

次へ進む

ウィンドウを閉じる

クリック

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 「申請内容の入力」のページ前半にある基本情報（事業所名、住所、担当者名、電話番号、担当者名、メールアドレス）を入力してください。

申請日は自動入力されます

入力

申請内容の入力

1 申請内容の入力 2 申請内容の確認 3 申請の完了

【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告

申請日 **必須**

年 月 日  
2023年（令和5年） 4月 6日

基本情報

事業所名 **必須**

入力

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 「申請内容の入力」のページ後半で、必要事項を入力したエコ運搬の要請状況報告書と、環境配慮行動要請票の写し等をアップロードしてください。

報告書をアップロード

要請票の写し等をアップロード

- ※最大5件までアップロードできます。
- ※添付ファイルが5つ以上ある場合は、zipファイルに圧縮してから、アップロードしてください。

貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）の添付 **必須**

貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

貨物等の運搬に係る環境配慮行動要請票の写し等の添付

貨物等の運搬に係る環境配慮行動要請票の写しや要請した電子メールの写し、提出先リストなどを添付してください。一度に複数のデータを添付できませんので、1件ずつ添付をお願いします（最大5件まで添付可能。）。あらかじめzip形式のデータにまとめて提出していただくことも可能です。

添付1

アップロードするファイルを選択

添付2

アップロードするファイルを選択

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- アップロードが完了しましたら、「次へ進む」をクリックしてください。

添付3

アップロードするファイルを選択

添付4

アップロードするファイルを選択

添付5

アップロードするファイルを選択

クリック

次へ進む >

保存してあとで申請する

< 戻る

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 「申請内容の確認」のページで、申請内容に間違いがないか確認してください。修正する場合は、右側の「修正する」をクリックし、修正してください。

申請内容の確認

1 申請内容の入力 2 申請内容の確認 3 申請の完了

【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告

申請日  
2023年(令和05年)04月06日 修正する

事業所名  
川崎市役所 修正する

住所(郵便番号検索)  
〒210-8577  
神奈川県 川崎市川崎区 宮本町1 修正する

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 申請内容の確認・修正が終わりましたら、ページ下部の「申請する」をクリックしてください。

添付2  
(未入力) 修正する

添付3  
(未入力) 修正する

添付4  
(未入力) 修正する

添付5  
(未入力) 修正する

クリック 申請する >

< 戻る

### ③ 「【エコ運搬制度】貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告」から電子申請

- 申請してよいか、確認画面が出ますので、「OK」をクリックしてください。
- 「申請の完了」の画面が出ましたら、申請完了になります。申請を受け付けた旨のメールも送付されますので、ご確認ください。  
※メールは、利用者IDのメールアドレス宛に送られます（以下、同様）。



## ④市側で申請内容を確認

- 市側で申請内容を確認し、問題なければ、手続き完了となります。 手続きが完了した旨は、メールでお知らせいたします。



## ④市側で申請内容を確認

- 申請内容に不備や誤りがあった場合は、**修正依頼を行うことがあります**。修正依頼はメールでお知らせいたします。
- 修正依頼がありましたら、オンライン手続きかさきにログインし、マイページに入ってください、「申請状況のお知らせ」から、修正が必要な申請をクリックし、必要な修正を行ったうえで、再度、申請してください。



## 報告書の保管方法について

条例により、**環境配慮行動要請票は3年間保管すること**としています。オンライン手続きかわさきでは、用紙による申請書類の返却がございませんので、**電子申請した要請票の原本は、電子データ等により保存してください。**

なお、要請状況の確認のため、立入検査により要請票等を確認させていただくことがございますので、いつでも閲覧できる状態にしておいてください。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。